

木質バイオマス燃料安定供給協定書

株式会社トーセン（以下「甲」という。）と株式会社 前橋バイオマス（以下「乙」という。）は、木質バイオマス燃料安定供給に関して協定（以下、「本協定書」という）を次のとおり締結する。

（目的）

- 第1条 本協定書は、乙の木質バイオマス発電事業に対する木質バイオマス燃料の安定供給を推進するため、甲と乙の取引に関する基本的事項について定めるものとする。
- 2 甲と乙は、誠意をもって本協定書の履行に努めるものとする。

（木質バイオマス燃料の種類及び取引量）

- 第2条 甲が木質バイオマス供給事業者として、乙に供給する木質バイオマス燃料の種類及び取引量に関する計画を次のとおり定めるものとする。
1. 木質チップ（間伐材等由来） 50,000t/年
  2. 木質チップ（製材端材由来） 30,000t/年

（取引価格）

- 第3条 乙が甲より購入する木質バイオマス燃料の取引価格は市況等を参考として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（変更等）

- 第4条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができるものとする。
- 2 甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結後、甲乙で協議の上定める、供給開始日から起算して5年間とする。ただし、甲乙に異議がない場合は、協定期間を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

- 第6条 この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 26 年 10 月 2 日

甲（住所）  
（氏名）

栃木県矢板市山田67番地  
株式会社 トーセン  
代表取締役 東 泉 清 壽  
電話 0287 (43) 8379番



乙（住所）  
（氏名）

群馬県藤岡市浄法寺511番地1  
株式会社 前橋バイオマス  
代表取締役 東 泉 清 壽

